

○厚生労働省令第五十八号

医疗法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医疗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣
後藤 茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

THE JOURNAL OF CLIMATE

(傍線部分は改正部分)

| | | |
|-------------------|-------------|----------------------------------|
| 第三十三条の二の十二 第二項 | 法第五十二条第一項各号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号 |
| 第三十三条の二の十二 第三項 | 法第五十二条第一項 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項 |
| 第三十三条の二の十二 第四項 | 法第五十二条第一項各号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号 |

| | | | |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 第三十三条の二の十二 第二項 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 第三十三条の二の十二 第一項 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 第三十三条の二の十二 第一項各号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号 | 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号 |

附 則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二の十二第二項の改正規定(「届け出られた書類について」の下に「インターネットの利用その他適切な方法により」を加える部分に限る)は、令和五年四月一日から施行する。